

令和元年度
高度専門人材 U・I ターン促進事業補助金
(福井県地域活性化雇用創造プロジェクト)

2次募集要領

[提出先およびお問い合わせ先]

福井県産業労働部労働政策課雇用対策グループ

〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1 (福井県庁4階)

TEL : 0776-20-0390 FAX : 0776-20-0648 Email : rousei@pref.fukui.lg.jp

令和元年9月
福井県産業労働部

1 補助金の目的

県内企業が、新分野進出や新製品の開発等の事業を実施するため、その中核となる人材をU・Iターンにより新規雇用した場合の人件費を支援することにより、若者に魅力ある産業と良質で安定的な雇用の創出を図ります。

2 補助対象者

以下のすべてを満たす者を、本事業の対象者とします。ただし、補助金の支給対象となる事業について、同一年度内に国または他の地方公共団体等が所管する同様の目的の補助金等を受給した場合または受給する見込みのある場合は補助対象者としません。

- (1) 福井県内に本社機能を有する事業者であること
- (2) 日本標準産業分類中分類に定める以下の対象業種を営む事業者であること

繊維工業、木材・木製品製造業(家具を除く)、化学工業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、その他の製造業、通信業、情報サービス業、インターネット付随サービス業

- (3) 勤務時間(超過勤務含む)、休日、給与等の労働環境の改善に関して、積極的な取り組みを進めていると認められる事業者であること。
- (4) 雇用保険適用事業所の事業者であること。
- (5) 厚生労働省および本県が実施している雇用関係助成金について、不正受給をしてから本補助金の交付申請を行う日の前日まで3年を経過していない事業者でないこと。また、補助金の交付申請を行った日から補助金の交付までの間、不正受給をした事業者でないこと。
- (6) 労働保険料を滞納している事業者でないこと。
- (7) 交付申請を行う日の前日から過去1年間、労働関係法令の違反を行っていない事業者であること。
- (8) 福井県物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止期間中に該当しないこと。
- (9) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申

立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われていないこと。

- (10) 宗教団体や政治活動を主たる目的とする法人もしくは暴力団または暴力団員の統制下にある法人でないこと。
- (11) 県税の全税目に滞納がないこと。

3 補助対象事業

補助の対象となる事業は、新分野進出や新製品の開発等の中核となる「高度専門人材」を県外から新たに確保し、正社員として雇用する事業です。なお、ここでいう「高度専門人材」とは、以下のすべてを満たすものとします。

- (1) 研究開発、製品開発等に関する高度な専門知識や技術を有する者であり、以下の（ア）～（ウ）のいずれかを満たしていること。
 - (ア) 国内外の大学院や研究機関等において、企業の新分野進出、新製品開発等に資する研究実績を有すること
 - (イ) 企業の新分野進出、新製品開発等に関する中核的な立場での業務経験が通算して3年以上有すること
 - (ウ) 上記（ア）、（イ）と同等の実績、経験を有すると認められる者であること
- (2) 補助対象期間終了までに生活の本拠を福井県内に移す者であること

4 補助対象経費および補助率等

補助対象経費および補助率等は、別表に記載のとおりとします。また、補助対象経費は、本事業以外の事業に係る経費と明確に区分できるものとします。

補助対象となる新規正社員雇用は、以下のすべてを満たすものとします。

- (1) 原則1年以上雇用される見込みであること
- (2) 福井県内の事業所において業務に従事する者であること
- (3) 交付申請を行う日の前日から過去3年間に雇用関係、出向、派遣または請負により就労したことがある者を再び雇い入れるものではないこと
- (4) 資本関係を有する事業者で雇用されている者を雇い入れるものではないこと
- (5) 福井県内に主たる事業所を有する事業者で雇用されている者を雇い入れ

るものではないこと

<別 表>

補助対象経費	人件費（給与、賞与、超過勤務手当、通勤手当、役職手当等の諸手当、社会保険料のうち事業主負担分）
補助率	補助対象経費の10分の8
補助限度額	300万円／人
補助対象期間	高度専門人材を新規雇用した日から起算して6カ月以内
補助対象人数	1事業者につき2人まで

※ 平成31年4月1日以降に新たに雇用した人材について、雇用開始時に遡って補助対象になりますので、ご相談ください。

※ 補助対象経費等に疑義が生じた場合は、労働政策課に事前に協議し、了承を得ること。

5 提出書類および提出方法

(1) 提出書類

以下の①～⑤について、正本1部、副本(コピー)5部を提出してください。
なお、必要に応じ、補足説明資料を提出いただくことも可能です。

- ① 事業計画認定申請書（様式第1号）
- ② 申請者概要（様式第1号の別紙1）（団体等の概要がわかるパンフレット等を添付）
- ③ 事業実施計画書（様式第1号の別紙2）
- ④ 収支予算書（様式第1号の別紙3）
- ⑤ 誓約書（様式第1号の別紙4）

(2) 提出方法

持参または郵送により提出してください。

(3) 提出（受付）期間

令和元年9月27日（金）～10月16日（水）17時書類必着

※提出期間を過ぎてから届いたものは一切受け付けません。

(4) 提出先およびお問い合わせ先

福井県産業労働部労働政策課雇用対策グループ

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1 県庁4階

TEL : 0776-20-0390 Email : rousei@pref.fukui.lg.jp

※補助金の申請を検討されている事業者におかれましては、必ず事前にご相談ください。

6 事業計画の認定

提出された事業計画は、県が設置する審査会において審査します。審査方法は、以下の評価基準により採点を行い、点数上位者から採択を決定します。

なお、事業計画の認定結果については、事業計画認定申請書の提出のあった事業者あてに通知します。

<主な評価基準>

① 事業の目的、必要性

- ・高度で専門的な知識や技術、ノウハウを有する人材を確保し、新分野進出や新製品開発に活用する計画となっているか。
- ・当該人材の具体的な活用方法が、事業の目的に合致するものであるか。

② 良質で安定的な雇用の創出効果

- ・雇用する高度専門人材は、良質で安定的な雇用となっているか。
- ・当該人材を雇用することにより波及的に雇用創出効果が見込まれるか。

③ 事業の実現可能性

- ・事業を実施するにあたり、必要な人員・体制が確保されているか。
- ・事業を実施できる財務状況となっているか。

7 事業計画認定後の手続き

(1) 交付申請

事業計画の認定を受けた事業者は、別に定める補助金交付要領等に基づき補助金交付申請書を提出いただき、補助金の交付決定を行います。

(2) 実績報告書の提出

補助金の交付決定を受けた事業者は、補助事業が完了した日から起算して1か月を経過した日または補助金の交付決定に係る県の翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書を提出する必要があります。

(3) 補助金の支払

本事業の補助金については、原則として年度終了後および事業期間終了後の精算払とします。実績報告書を受領後、確定検査の上、補助金額を確定し、支払います。

8 その他

- ・ 事業実施に伴う経理書類等は、事業終了後5年間保存する必要があります。
- ・ 事業終了後、状況について説明を求める場合は、内容を報告してください。
- ・ 事業の成果について、公表する場合があります。
- ・ 補助事業の終了後、会計検査院による実地検査が行われる場合があります。